

モニタリング結果報告書

平成 19 年 8 月

モニタリングの対象となる施策目標	患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること
------------------	---

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	10	患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること
施策目標	10-1	患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること
個別目標	1	多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること
(主な事務事業) ・医療関連サービス対策事業		

施策の概要 (目的・根拠法令等)

1. 目的等

医療関連サービス事業のうち、医師等の業務又は患者等の入院若しくは入所に著しい影響を与える業務として8つの業務を政令で定め、これらの業務を委託する際の受託事業者の基準を設け、医療関連サービスの質の確保及び事業者の健全育成を図っている。

2. 根拠法令等

- 医療法第15条の2 (昭和23年法律第205号)
- 医療法施行令第4条の7 (昭和23年政令第326号)
- 医療法施行規則第9条の8～15 (昭和23年厚生省令第50号)

主管部局・課室 医政局経済課医療関連サービス室

関係部局・課室

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	医療関連サービス事業の市場規模 (業務委託施設数) (単位: 件) (一)	21,182	—	—	22,105	—
2	医療関連サービス事業の業者数 (受託事業者数) (単位: 件) (一)	5,695	5,759	5,911	6,072	6,230
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 は、3 年ごとに行う「医療施設調査 (静態・動態)」(大臣官房統計情報部調べ)における給食 (患者用)、滅菌 (治療用具)、保守点検 (医療機器)、清掃の各業務を委託している病院の延べ数によっている。 ・ 指標 2 は、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。(事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等を合計した。)						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	医療関連サービス事業の市場規模 (業務委託施設数)(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標 1 と同じ。	21,182	—	—	22,105	—
2	医療関連サービス事業の業者数 (受託事業者数)(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。	5,695	5,759	5,911	6,072	6,230
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトカム指標 1 は、3年ごとに行う「医療施設調査(静態・動態)」(大臣官房統計情報部調べ)における給食(患者用)、滅菌(治療用具)、保守点検(医療機器)、清掃の各業務を委託している病院の延べ数によっている。 ・ アウトカム指標 2 は、これら事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計である。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療関連サービス対策事業						
平成18年度 予 算 額 : 4百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : (一般会計) 厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : (本省) 厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
その他()						
概要: 医療及び医療経営を取り巻く社会経済状況の変化や国民の要望の多様化に伴い様々な医療関連サービスの展開が見られ、民間企業の参入も進みつつあることから医療関連サービスの質の確保のため、医療関連サービスに関する種々の問題について検討会を行い、個別のサービスについて提供する業務内容等の具体的な基準を作成するなど、行政として適切な指導・振興を図るものである。						